

# おしらせ9月号

社会保険労務士法人 作道事務所  
労働保険事務組合 栃木労働管理協会

TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279

Home-page <http://www.sabg.co.jp>

E-mail [slm\\_info@sabg.co.jp](mailto:slm_info@sabg.co.jp)

## ご案内・・・年金相談日(無料)

- 日時 ① 9月12日(火)  
② 10月10日(火)  
③ 11月14日(火)  
13時30分～15時30分

◎ 老齢厚生年金や障害及び遺族年金について【ご希望の方はご予約を】  
対象 事業主・役員様、従業員様

2017 10 / 1～7  
【準備期間：9/1～30】

平成29年度 **全国労働衛生週間**

スローガン **働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場**

働く人の健康の確保と増進を図り、快適な職場づくりに取り組む週間です。昭和25年から実施され本年68回目。この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に心身の健康づくりを推進しましょう。



## ・・・巡回定期健康診断をご利用ください！・・・

- ◎ 常用労働者は、通常年1回、深夜業、有機溶剤、鉛業務従事者は、年2回の検診が義務付けられております。法令遵守の上から、便利な健康診断をご利用ください。
- ◎ 受診者5人以上の場合、貴社へ巡回検診車がお伺い致します。

### ◆ 当事務所の会場で健康診断される場合

- ① 10月19日(木) 午前8時30分～11時00分
- ② 11月7日(火) 午前8時30分～11時00分

お申込み後、左記日程の中で受診日を調整させて頂くことができますのでご了承願います。

昨年当事務所で受診した会社は、申込書をFAX致します。折り返しご返信願います。

### ◆ 貴社において健康診断を希望される場合

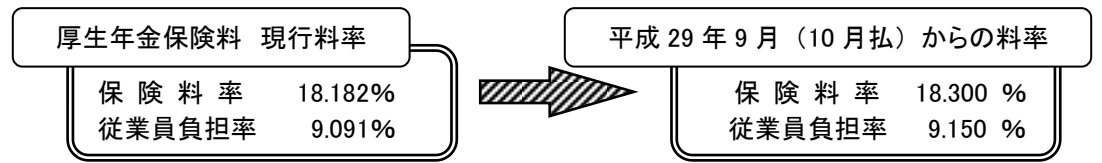
- ◎ 毎年実施している会社は、近日中に実施日時を打合せ致します。
- ◎ 新規にご希望の会社は、実施日時を調整しますので、当事務所へご連絡ください。

### ◆ 健康診断の検診内容

① 診断内容	体位、視力測定、X線間接撮影、問診、尿検査、血圧測定、聴力、35歳の人及び40歳以上の人には次の項目が追加されます。血液検査(貧血、肝機能、血中脂肪)、心電図検査	
② 検診料 (税込)	一般受診者	1,940円/1人
	35歳以上の人及び40歳以上の人	6,090円/1人
	有機溶剤	2,000～6,000円/1人
	鉛業務	7,500円/1人
	じん肺	3,300円/1人

## 社会保険料が変わります・・・給料や賞与の控除額に ご注意を！

1. 標準報酬月額が9月より今年度定時分に改正され、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料が10月支払分給与より控除する額が変わります。
2. 厚生年金保険料率に変更され、10月支払分給与より控除する保険料が変わります。  
(ご参考) 厚生年金保険料率は、平成16年の法律改正により平成29年9月まで毎年9月に段階的に引き上げられ、18.3%で固定されます。(今年度は下記ご参照)
3. 前記1・2に該当する場合は、後日当事務所より『保険料一覧表』をお届けします。  
【ご注意】加入する保険制度(「他県のけんぽ協会」「健康保険組合」「厚生年金基金」等)各制度により保険料率が違いますので、ご注意ください。  
詳しくは、当事務所にお問合わせください。
4. 賞与の保険料計算について  
厚生年金保険料率変更により、賞与に対する保険料率も変わります。ご注意ください。保険料の計算は、次のとおりです。尚、賞与支給額は、社会保険事務所に届出しますので、支給される場合は、当事務所へご連絡願います。



0.118% up (内従業員負担分 0.059% up)

区分 (%)	保険料率	事業主負担	従業員負担
健康保険料(栃木県)	9.94	4.97	4.97
健康保険料(茨城県)	9.89	4.945	4.945
健康保険料(群馬県)	9.93	4.965	4.965
介護保険料	1.65	0.825	0.825
厚生年金保険料	18.3	9.150	9.150
雇用保険料(一般)	0.90	0.60	0.30
雇用保険料(建設業)	1.20	0.80	0.40

標準賞与額 (賞与総額 千円未満 切捨)  
× 左記料率  
= 保険料 50銭以下 切捨  
50銭超 切上

賞与総額  
× 左記料率  
= 保険料 50銭以下 切捨  
50銭超 切上

## ・・・賞与支払月の入社・退職者の保険料控除について・・・

入社の場合 社会保険料、雇用保険料とも・・・控除する

退職の場合 雇用保険料は、・・・控除する

**社会保険料(健康・介護・厚生年金)は(要注意)**

当月1日～末日の前日まで・・・控除しない 末日は、控除する